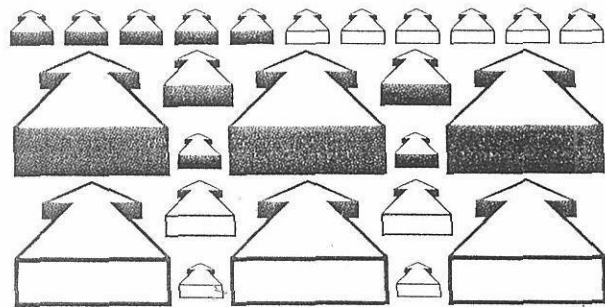
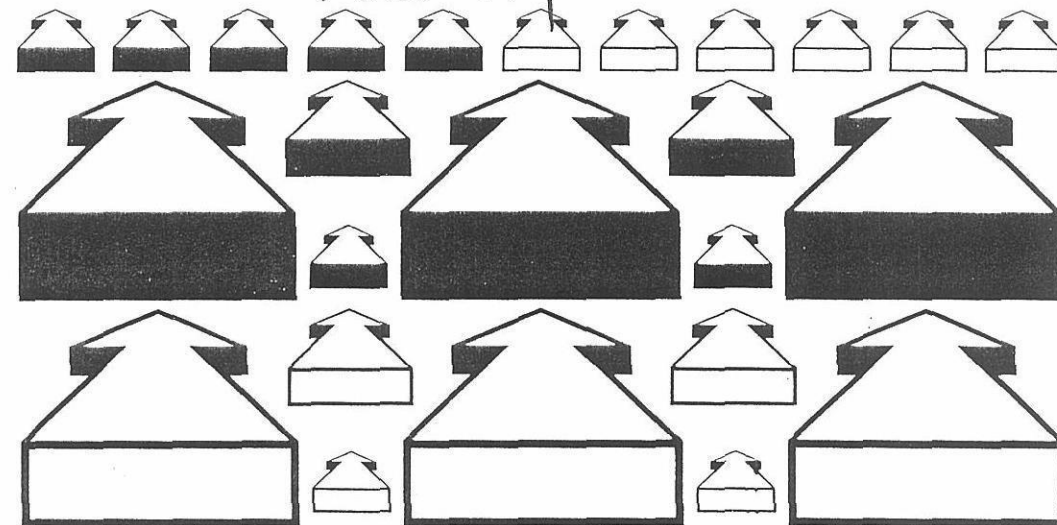




【良田構成員提出資料】

'99精神保健福祉法 改正にむけての 全家連意見書

板料



「第5章 医療及び保護」に関する 見直しの要点

1. 章名を「第5章 医療及び援護」と改めること

2. 各条項の見直し

①「第1節 保護者」(20条ないし22条の2) 削除

②第1節 医療についての一般原則 (以下は全家連案)

22条

精神障害者は、適切な医療を受ける権利を有すること

21条

精神障害者は、この法律が定める場合を除いては、個々の医療行為についてインフォームドコンセントを受ける権利を有すること

22条

精神障害者は、適切な医療が行われるように、権利擁護機関の援助を受ける権利を有すること

③第2節 「任意入院」(以下は全家連案)

22条の3

精神障害者はこの法律が定める場合を除いては、自らが同意しない限り入院を強制されない権利を有すること

前項の同意は書面で行われなければ効力がないこと

自ら入院した精神障害者(以下「任意入院者」という)は、開放病棟で処遇しなければならないこと

22条の4

精神障害者は自ら入院する場合においては、その入院に際し、38条の4の規定による退院等の請求に関すること、権利擁護機関の相談援助を受ける権利を有すること及びその他厚生省令で定める事項に関して、精神病院の管理者から書面で説明を受ける権利を有すること

自ら入院した精神障害者(以下この条において「任意入院者」という)は、

いつでも退院する権利を有すること、ただし、精神病院の管理者が、指定医の診察の結果、当該任意入院者の医療及び援護のため入院を継続する必要があると認めたときは、当該任意入院者が退院の申し出をした時から72時間を限り、その者を退院させないことができること、この場合において当該指定医は、遅滞なく厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならないこと

前項の但し書きの措置を受ける精神障害者及び親権者、成年後見人(禁治産者型の後見人、準禁治産者型の保佐人、第3類型の補助者を含む、以下同じ)、配偶者、二親等内の親族は、当該措置が採られる旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関すること、権利擁護機関の相談援助を受ける権利を有すること及びその他厚生省令で定める事項に関し、精神病院の管理者から書面で説明を受ける権利を有すること

④23条削除

⑤「第4節 通院医療」当面このまま(32条3項の保護者の申請は削除)

⑥「第5節 医療保護入院等」全面改正(以下は全家連案)

第5節 医療導入

1)精神障害者は、次項に定める場合を除いては、その意に反して精神科への受診を強制されない権利を有すること

2)受診の導入 都道府県知事は、資格を有する公務員が、精神障害者またはその疑いがある者が精神疾患のために衣食住を賄うことができず、または、精神症状の発現のためにその者の居住地での生活を継続することに重大な支障を生じる結果になると判断するに足る相当な理由がある場合は、資格を有する公務員をして、当該精神障害者を医療機関に搬送し、受診させることができることとする、この場合にも、当該公務員はできる限り本人の同意に基づいて受診が行えるように努めるべきこと

前項の搬送及び受診は、搬送の開始から総じて12時間を超えない範囲で行わなければならないこと

資格を有する公務員は、第1項の職務を行うに当たって必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができること

資格を有する公務員は身分証明書を携帯し、これを提示しなければならないこと

親権者、成年後見人、配偶者、2親等内の親族でその者の援護に当たっている者は、第1項の措置を行うことの通知を受け、立ち会う権利があること

3)医療導入入院 都道府県知事は、精神障害者またはその疑いがある者、が前項による受診を経て、指定医2名の診察の結果、次項に定める基準に従って、その者が精神障害者であり、その医療及び援護のために入院の必要があると認めたときは、その者を3か月間に限り入院させることができること

前項の指定医は、厚生大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び援護のために入院させなければその精神疾患のために衣食住を賄うことができず、または、その精神症状の発現のためにその者の居住地での生活を継続することに重大な支障を生じる結果になることが明らかかどうかの判定を行わなければならないこと

第1項の入院は、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないこと

第1項の入院期間は、4回に限り更新できること

入院の更新については、指定医1名が第2項の規準に該当することを判定することを要すること

当該精神障害者及びその親権者、成年後見人、配偶者、2親等内の親族は、第1項の入院措置または前項の入院の更新措置を採られる場合において、都道府県知事から当該措置を採ること、38条の4の規定による退院等の請求に関すること及びその他厚生省令で定める事項を書面で知らされる権利を有すること

4)入院の費用等については、29条の6ないし31条によること（但し、「29条1項及び29条の2第1項の規定により入院する者」は、「医療導入入院をする者」と読み替える）

5)33条の4「応急入院」削除

6)34条「仮入院」 「後見人、配偶者または親権を行う者その他扶養義務者の同意がある場合」は削除し、「受診の導入」により指定医がその者を診察した結果、精神障害の疑いがあるその診断に相当の時日を要すると認める者について、精神病院の管理者が当該精神障害の疑いのある者を1

週間を越えない期間、仮に入院させることができることとする

前項の精神障害の疑いがあるとされた者及びその親権者、成年後見人、配偶者、2親等内の親族は、精神病院の管理者から、当該措置を採ること、38条の4の規定による退院等の請求に関すること及びその他厚生省で定める事項を書面で知らされる権利を有すること

精神病院の管理者は、第1項の措置を採った時は、遅滞なくその者の症状その他厚生省令で定める事項を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届けなければならないこと

7)35条、民法858条2項との関係は、医療保護入院の廃止により不要であるから削除

⑦第6節「精神病院における処遇等」

36条

精神障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること（障害者基本法3条1項と同文）

精神病院に入院している精神障害者は、その行動を制限されない権利を有すること、但し、精神病院の管理者は、任意入院者を除いてはその者の医療または援護のため必要とされる合理的な最低限度の範囲でその行動を制限できるとすること

精神病院に入院している精神障害者は、医療または援護のため必要がある場合であっても、信書の発受及び都道府県その他の行政機関の職員との面会については、制限されない、但し、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聞いて定める行動の制限に該当する場合はこの限りでないこと

精神病院に入院している精神障害者は、権利擁護機関が派遣する権利擁護者と立会人なくして面会する権利を有すること、この権利は制限できないこと

現行法第3項はそのまま

仮入院者についても同様とする

37条

そのまま

38条

精神障害者及び親権者、成年後見人、配偶者、2親等内の親族は、当該精神障害者が社会復帰の促進を図るため、その医療の提供を受ける施設の管理者に対し相談し、必要な援助を求めることができること

38条の2ないし3

現行どおり、但し、措置入院、医療保護入院は医療導入入院になる

38条の4「保護者」

親権者、成年後見人、配偶者、2親等内の親族、権利擁護者と改めること

38条の5ないし7

そのまま（弁護士を弁護人として依頼する権利、弁護士の審査会出席意見陳述権を保障すべきだとする見解もある）

40条

医療導入入院について、入院期間を3か月とすると仮退院を認める必要があるか、また、入院措置の解除（29条の4、5）についても同じような問題がある

⑧41条削除

⑨権利擁護機関

1)精神医療審査会は、都道府県知事とは独立した事務局を有する独立の機関と、精神障害者等から退院等の請求をいつでも受け付け、速やかに（最大限1か月以内に）判断を下せる体制を作ること

2)都道府県ごとに最低1か所、精神障害者の権利擁護のための機関を設置すること、権利擁護機関には、弁護士、PSW、当事者を構成員として含めること

権利擁護機関は、必要と認めるときは、精神病院に立入り、当該精神病院に入院中の者と立会人なしに面会し、その他関係者に質問する権限を有すること

権利擁護機関は、精神医療審査会に対し、必要性を疎明して、精神病院の管理者に診療録その他の帳簿書類の提出もしくは提示をさせることを求める権限を有し、精神医療審査会は、右疎明があったと認めるときは、精神病院の管理者に診療録その他の帳簿の提出もしくは提示をさせ、権利擁護機関に閲覧謄写する機会を与えなければならないこと